国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　適用等事務物件費算定基礎額　三百五円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三　給付事務人件費算定基礎額　五百三円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 四　給付事務物件費算定基礎額　二百二十六円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 五　免除事務人件費算定基礎額　千三百八十円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 六　免除事務物件費算定基礎額　六百二十円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 七～十　（略） （被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額） **第二条**　（略） ２　（略） ３　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十一円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。 ４・５　（略） 別表（第一条関係） ⑴　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分　係数 1級地　0.062 2級地　0.060 3級地　0.060 4級地　0.059 5級地　0.058 6級地　0.056 7級地　0.055 無級地　0.054 備考　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百四十二円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　適用等事務物件費算定基礎額　二百八十七円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三　給付事務人件費算定基礎額　四百八十円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 四　給付事務物件費算定基礎額　二百十五円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 五　免除事務人件費算定基礎額　千三百十八円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 六　免除事務物件費算定基礎額　五百九十一円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 七～十　（略） （被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額） **第二条**　（略） ２　（略） ３　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十二円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。 ４・５　（略） 別表（第一条関係） ⑴　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分　係数 1級地　0.065 2級地　0.064 3級地　0.063 4級地　0.062 5級地　0.061 6級地　0.059 7級地　0.058 無級地　0.057 備考　（略）